

# アメリカの危機管理体制

## —連邦危機管理庁の機能—

自治省消防庁震災対策指導室

震災対策専門官 長尾 一郎

### はじめに

先の阪神・淡路大震災における教訓を踏まえ、各方面で地震対策の議論が行われているところではありますが、震災対策の検討に際しての参考として、ロマプリータ地震、ハリケーン・アンドリュー、ノースリッジ地震等、大災害を多く経験している米国における防災対策、特に、連邦危機管理庁の地震災害対策の概要を紹介いたします。

### 1 アメリカ合衆国における防災体制と連邦危機管理庁

#### (1) 防災体制

米国における災害対策の第一義的責任は、地方公共団体(郡・市)が負うこととなっている。しかし、災害の規模が大きく、被災した地方公共団体だけでは対応が困難と判断されると州政府による応急対策・復旧活動への支援が行われることとなる。

さらに大規模な災害で州政府の対応能力を超える場合には、州知事の要請に基づき、連邦政府として大統領の権限(非常事態宣言)が発動され、連邦対応計画(FRP: Federal Response Plan)に基づいた連邦政府の資源・財源等の提供がなされることとなる。

これら災害対応を図る組織としては、例えば、ロサンゼルス市では緊急業務センター(EOC: Emergency Operation Center)、カリフォルニア州では緊急災害対策局(緊急事態活動センター)(OES: Office of Emergency Services, EOC: Emergency Operation Center)、連邦では連邦危機管理庁(FEMA: Federal Emergency Management Agency)である。

#### (2) 連邦危機管理庁(FEMA)

連邦危機管理庁は、米国内で発生する大規模な災害等に対処するため、1979年(カーター大統領時)、大統領令により連邦政府の防災機能を結集して設置された。

ワシントンDCに本部を置き、地方に10の地域事務所、職員数は2,527名(1995年1月現在)を擁する。

大規模な災害が発生した場合に、現地に連邦調整官(FCO: Federal Coordinating Officer)を派遣し、現地州政府・地方公共団体と調整を図りながら被災者支援、応急復旧活動を迅速かつ的確に実施していくよう諸権限が与えられている機関である。

また、連邦危機管理庁では災害支援に当てるための災害救助基金を管理しており、そこから被災者等に対する資金援助を行え

るようになっている。

○連邦政府での危機管理のための独立した機関で、ホワイトハウスに直結(大統領と直接連絡できる。)し、あらゆる種類の災害による生命・身体・財産の損失を軽減すべく、国家レベルでのリーダーシップ及び支援を提供することとしている。

○このため、災害予防・訓練、危機対応、復旧を柱とする業務を実施する。

○州政府・地方公共団体との密接な連携の下、州政府・地方公共団体の危機管理能力を高めるため、財政的・技術的支援を実施する。

また、州政府・地方公共団体の対応能力を超える重大災害時には、連邦・州政府・地方公共団体との連絡調整を行い、あらゆる連邦政府の人員・資源を動員する。

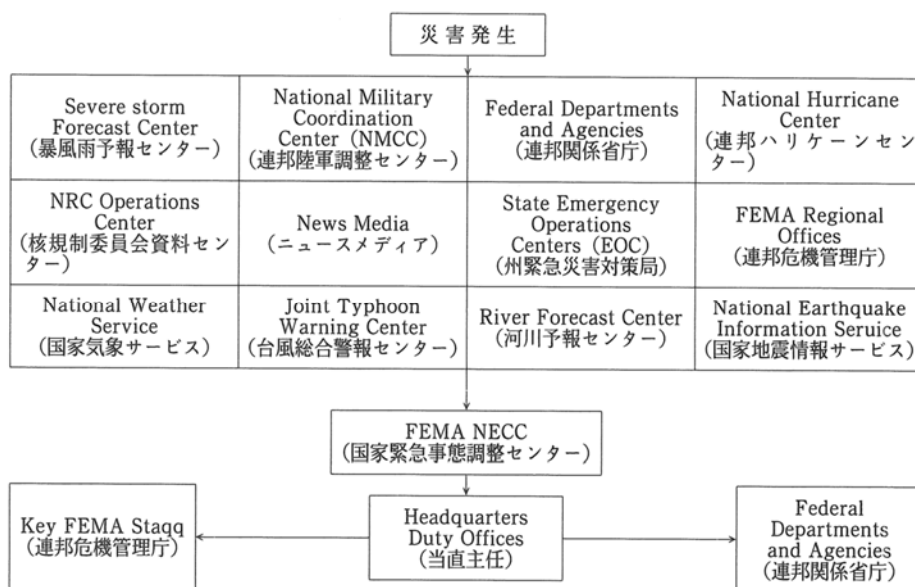
○自然災害の他、人災(人災、有毒物質流出、原子力発電事故)にも対応することとなっている。

## 2 地震に対する初動体制

地震発生に関する情報は、米国地質調査所(USGS: United States Geological Survey)の国家地震情報サービス(NEIS: National Earthquake Information Service)等から連邦危機管理庁の24時間監視組織である国家緊急事態調整センター(NECC: National Emergency Coordination Center)に情報が入る。

その後、放送機関(CNN等)等からなんらかの方法で死傷者の存在が1名でも確認された場合には、国家緊急事態調整センターから連邦危機管理庁幹部、ホワイトハウスの大統領スタッフ、関係省庁幹部にポケットベル等により連絡が行われる。

地震については、震度と震源の場所等によりある程度の被害の深刻さが予想されることから、重大な被害が生じているとの感触が得られた場合には、連邦危機管理庁は、ホワイトハウスの大統領スタッフと密接な



連絡をとりつつ、積極的に大統領に「非常事態宣言」発令を進言するとともに、連邦対応計画に基づく情報収集、救助活動等を開始する。

### 3 救援活動のための第1次的情報の収集

連邦危機管理庁本部に緊急事態情報調整センター(EICC: Emergency Information Coordination Center)が設置され、12種類の緊急支援活動(ESF: Emergency Support Function)に関する現地の情報の集約・救援活動の調整を行う。

緊急事態情報調整センターでは12の緊急支援活動の主務省庁の課長レベルが集結し、4つのグループ(Operations Support, InfrastructureSupport, HumanServices, EmergencyServices)に分かれて連絡調整を行う。

#### ①業務支援(Operations Support)グループ

○輸送 - Department of Transportation (運輸省)  
民間及び軍の輸送を支援する。

○通信連絡-National Communications System(郵政省)  
遠距離通信を支援する。

○情報企画 - Federal Emergency Management Agency(連邦危機管理庁)  
連邦政府の対応・復興活動全体を推進させる重要な情報の収集・分析・広報を行う。

○資源支援 - General Services Administration(総務庁)  
支援活動中の連邦関係省庁に装置、物資、補給品、人員を提供する。

#### ②インフラストラクチャー支援(Infrastructure Support)グループ

○公共事業工事 - Department of Defense (国防省)

必要不可欠な公共サービス及び施設の復興を支援する。

○エネルギー-Department of Energy(エネルギー省)

電力及び燃料供給施設の復興を支援する。

#### ③人的支援(Human Services)グループ

○集団救護-American RedCross(アメリカ赤十字社)  
被災者のための食糧、避難所、救急医療、安否確認等の業務を管理・調整する。

○食糧-Department of Agriculture(農務省)  
食糧等のニーズの把握と現地への搬送支援を行う。

#### ④緊急援助(Emergency Services)グループ

○消防-Department of Agriculture(農務省)  
山林、農村、都市部の火災消火活動を支援する。

○保健医療-Department of Health and Human Services(厚生省)  
公衆衛生、医療を支援する。

○都市検索・救助-Federal Emergency Management Agency(連邦危機管理庁)  
倒壊した建物における人命検索・救助作業を支援する。

○危険物-Environmental Protection Agency(環境保護庁)  
石油等の危険物災害対応を支援する。  
( )内は主務省庁

#### 4 防災組織の形成手順

##### (1) 国レベル

災害発生第1報後2時間以内に、連邦危機管理庁本部の緊急事態情報調整センターの中に緊急支援チーム(EST: Emergency Support Team)が設置され、必要に応じて連邦関係機関(27 省庁+米国赤十字)による災害対策グループ(CDRG: Catastrophic Disaster Response Group)が召集される。

緊急支援チームは予め指定された関係省庁の実務者レベルで構成され、また、災害対策グループは関係省庁の幹部クラスで構成され、連邦危機管理庁長官が議長を務める。

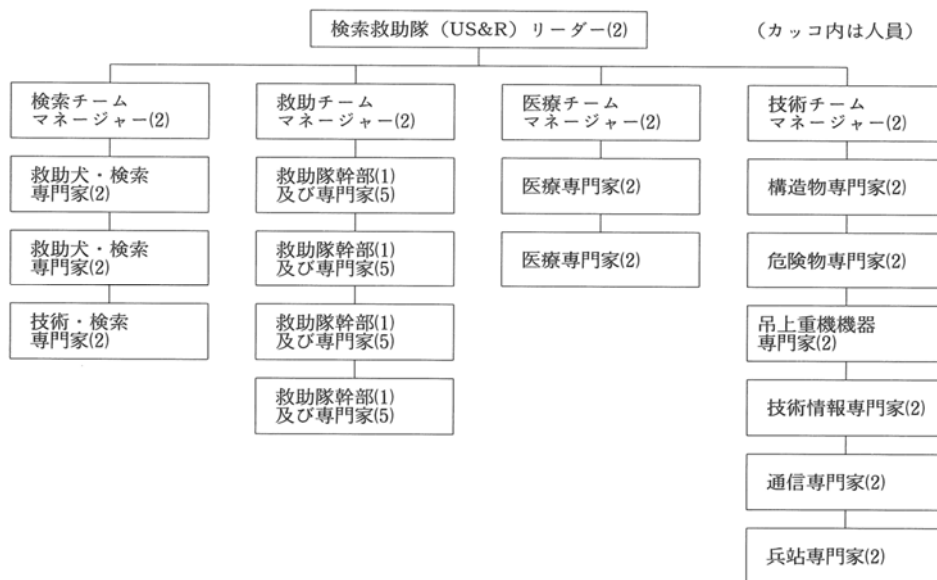
##### (2) 地方レベル

全国に10箇所ある連邦危機管理庁地域事務所の所長は、事務所内に地域活動センター(ROC: Regional Operations Center)を開設するとともに、被害状況と

人員・物資の必要性の調査等のため、被災地に先遣隊(ERT-A: Advance Element of the Emergency Response Team)を派遣する。

先遣隊は、連邦危機管理庁と12の主務省庁の職員で構成され、災害現地事務所(DFO: Disaster Field Office)を開設するほか、必要に応じて、医療、人命検索、土木等の専門家による現地被害調査チーム(FAsT: Field Assessment Team)を同行し被害調査等を行う。

現地の総責任者である連邦調整官が大統領により任命された後は、先遣隊は現地緊急事態対策チーム(ERT: Emergency Response Team)に昇格し、災害現地事務所において本格的に12種類の救援活動を開始する。



## 5 大規模災害に対する特別のバックアップ措置

### (1) 連邦緊急事態対策チーム (ERT-N:

Emergency Response Team National)

災害が大規模で連邦危機管理庁地域事務所の対応力を超える場合には、連邦危機管理庁本部は連邦緊急事態対策チームを派遣する。これは予め指定された約 120 名の連邦危機管理庁職員が派遣されるほか、現地に 3~4 千名の臨時職員を雇い入れて救援活動を行うものである。

### (2) 都市検索・救助活動 (US&R: Urban

Search & Rescue) タスクフォース

米国では伝統的に主として消防機関(市、郡)が人命救助を行っており、警察は主として交通規制、治安維持に当たっている。

災害の規模が大きくなると、検索・救助活動の支援を行うため、連邦危機管理庁は全米 25 箇所の救助隊(平時は地方公共団体の消防機関等に所属)を一時的に管轄下に置き、現地に派遣する。

隊は、消防職員が中心の救助・エンジニア隊員のほか、ボランティアが中心の捜査犬専門家、医師等の 56 名から成り、出動指令から 6 時間以内に被災地に向け出発(現場への隊員・物資の搬送は軍が行う場合が多く、そのため、参集場所として出発場所の近隣の軍施設が指定されている。)するとともに、現地到着後 72 時間は独自の装備だけで活動が行えるようになっている(隊のうち、消防機関に属する検索・救助隊員は命令が出されるとその発令時に任務についている者が出動するが、医者、捜査犬専門家はボランティアであることから、参集に時間を要するとのことである。)

なお、活動現場における指揮監督は、現地消防本部(署)が行うこととしている。

また、連邦危機管理庁の管轄下にある間の必要経費は、同庁が負担することとなっている。

